

耐震偽装問題の建物が地震で倒壊した場合、地震保険は支払われるの？

毎日毎日、テレビでは耐震強度偽装問題についての報道。マンションに住んでいる人だけでなく、一戸建に住んでいる人も「我が家は大丈夫か？」と心配している方も多いのではないのでしょうか？

では実際に罹災 (りさい) した場合に、保険は支払われるのでしょうか・・・？

今回問題になっている耐震強度偽造建物が、地震によって倒壊するなどの損害を被った場合でも、地震保険にご加入いただいている場合には、通常通り保険金お支払いの対象となります。



ここで大きなポイントはやはり「地震保険」

損保大手各社はマスコミに対し「地震で倒壊した場合も支払われる」今回対象となったマンションに入居している方に対し、これからの加入も拒まないことを表明。「さすが！」と思いきや、保険証券に添付されている約款をよく読めば、当然の解釈ということがわかります。

火災保険普通約款及び地震保険約款の中には、構造の強度に関することを理由にした保険金不払の項目は一切うたわれておらず、不払いの場合の項目には「契約者及び被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反があった場合」と書かれています。この場合、強いて言えば「法令違反」の部分が引っかかるかもしれませんが、今回の場合はあくまでも契約者・被保険者の故意・重大な過失には該当しませんし、法令違反は契約者・被保険者が行ったものではないのです。

契約する際に、「建物の構造」を確認しますが、「鉄筋コンクリート造」等々構造の素材は確認してもその中の鉄筋の数量や強度までは確認する必要がないのですから、この観点からも当然と思えますよね！

次に「じゃあ保険会社は、そんなリスクを背負ってまできちんと補償してくれるの？支払いが値切られるのでは？」という疑問もあるでしょう。しかし、保険会社は契約に従ってきちんと査定し支払ってくれるはず。保険会社は損害保険金を支払うと保険の目的の所有者が保有している求償権（損害賠償を第三者に請求する権利）が保険会社へ移転するのでそこから先は保険会社がどう損害賠償を求めていくかということになります。建築基準法違反の建物であることは間違いのないのですから、法令違反をした者に対して損害賠償を求めることが出来ると判断すれば、保険会社はそちらへ責任を追及してゆくことになります。

今回のケースはこのまま行けば、建物から退去を迫られることになっていくのですが、それでも退去の前に大地震が来たらおしまい。適切な保険で「自己防衛」をして行けば、今回の事態の場合でもある程度のリスク回避は可能です。大事な財産を守るのは皆さんご自身ですので、これを機会に保険の見直しも是非ご検討して見てはいかがでしょうか。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

耐震改修に新減税、損害保険料控除は廃止、代わりに地震保険控除を新設。

また政府・与党も、2005年12月13日、来年度税制改正で、地震保険加入や家屋の耐震改修を促す新たな減税措置を導入することを決めました。ただし従来の損害保険料控除は廃止されますので、地震保険に加入していない世帯にとっては増税になります。これは全国で2割弱という地震保険の加入率を上げる狙いがあるようです。

具体的には、火災保険や地震保険が対象となる今の損害保険料控除を廃止し、地震保険料だけを対象とする控除を設ける。課税前の所得から控除額を差し引き、支払った地震保険料の一部が年末調整で戻ってきます。

現行の損保控除の限度額(所得税分)は現在、短期契約が3千円、長期契約が1万5千円。火災保険しか加入していない世帯は、廃止で小幅な増税となります。また**新設する地震保険料控除は限度額を5万円に引き上げられます。住民税でも、保険料の半額分(限度額2万5千円)を控除**できます。

また耐震改修促進税制は、1981年(昭和56年)の建築基準法改正前に建てられた家屋を今の耐震基準に合うよう改修する費用の10%(最大20万円)を所得税額から控除するほか、改修家屋の固定資産税を最大3年間、半分に減免します。

こちらはこれから耐震補強工事等をお考えの世帯にとっては朗報ですね。

時の話題「地震に関する豆知識」

<マグニチュードと震度の関係>

マグニチュード(以下M)は地震そのもののエネルギーの大きさ、規模を示しており、実際に私達が感じる揺れの強さとは関係ありません。なお、Mが0.2増えるとエネルギーの大きさは約2倍になりますので、M7の地震のエネルギーはM6の地震の約32倍ということになります。

一方、震度はある場所での揺れの強さを表す数値です。従来は、体感および周囲の状況から震度を推定しておりましたが、平成8年4月に気象庁は震度階級を改訂し、計測震度計により自動的に観測して速報すると同時に、震度5と6に「強」と「弱」を設けました。

<震度の目安>

震度5強

木造建物は、耐震性が低い場合は壁や柱がかなり破損したり傾くものがある。鉄筋コンクリート造建物は、耐震性が低い場合では壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがあり、耐震性が高い場合でも壁などに亀裂が生じるものがある。

震度6弱

木造建物は、耐震性が低い場合は倒壊するものがあり、耐震性が高い場合でも壁や柱が破損するものがある。鉄筋コンクリート造建物は、耐震性が低い場合は壁や柱が破壊するものがあり、耐震性が高い場合でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。

今回の耐震強度偽造建物は、震度5強や震度6弱で倒壊する危険があるということですが、本当に怖いですね。

今回の地震保険だけではなく、その他にご加入されてる損害保険・生命保険についてもご自身で補償内容を今一度ご確認されてはいかがでしょうか？ 保険証券の見方や、補償内容についてわからない点・また保険全般について等のご質問がございましたらお気軽にお問い合わせください。

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」や「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意してお待ちしております。受付に限りがありますので事前に電話でご予約下さいますよう、よろしくお願ひします。(06-6944-4117 まで)